

I.平成26年度事業計画(原案)

平成25年は経済環境が大きく変化した年であった。日本経済は最重要経済課題であるデフレ経済からの脱却を図る為に、量的金融緩和による円高是正など政府の対策により好転の兆しが出始めた。一方、世界全体を見ると、南欧圏等の金融不安から生じている経済の先行き不透明感は、EU圏の景気低迷として依然として続いている反面、アメリカ経済はシェールガス革命、自動車産業の復活などにより景気の復調など世界の経済も大きく動いた。

平成26年はEU圏経済の不確実性、中国経済の下振れなどのリスクはあるものの、アメリカ経済の堅調な推移、新興国経済の持ち直しなどから全体としては緩やかな回復が見込まれている。日本経済の実態も回復途上にあるが、4月からの消費税導入を控え、その影響が懸念されるものの悪化するという見方は少ない。

日本の繊維産業を見てみると、取り巻く環境はこの一年で大きく変化している。その中でグローバル化は更に進展し、国内だけでなく海外市場をにらんだ事業展開が不可欠となってきている。また、川上企業が縫製品事業を強化し、川下企業が衣料品以外の業種に参入を図るなど業種、業態の際はますますボーダレス化してきている。

一方、円安によるエネルギーコストの高騰、持ち帰り商品の海外現地加工賃のアップなどによる課題も多く、繊維産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況下で、従来から存在する課題の克服には至っていない。

しかしながら、日本の市場だけでなく、海外市場を視野に、生産、消費等のグローバル競争が大きく進展していくことを考えると、当協議会が進めてきたグローバルに適用可能な「情報の共有化」事業は今まで以上に重要なものとなってきている。

このようなことから、平成26年度では前年に引き続き、繊維ファッション商品の生産供給に関わる取引の適正化を目指した構造改革の推進を第一に掲げ、「適正な取引」の推進や「生産供給に関わる情報の共有化」(以下「情報の共有化」という)事業の推進に取り組んでいく。

「適正な取引」の推進では、「経営トップ合同会議」参加企業を対象に実施してきた、取引の適正化を進めるための聴き取り調査を、関連する業界団体の会員企業にも実施するべく要請を行っていく。そして、長い間の不適正な取引慣行である「歩引き」については、業界全体の大きな課題として捉え、全面的な廃止に向けた活動を推進していく。

「情報の共有化」事業では、平成25年度に取り決めた、国内企業間や海外企業との非競争領域、すなわち、生産供給に関わる受発注業務の「情報の共有化」事業を更に進め、生産の進捗状況・納期確認・出荷・納品等の物流に関する分野や支払・決済に係わる会計処理系分野についての検討を進める。同時に「FISPA 標準プラットフォーム」(仮称)実証実験を踏まえ、企業間での取引に運用するべく、残された課題解決について検討を行う。今後は、繊維ファッション産業に関し、既に運用されている種々の国際標準についての対応や品質管理基準等の国際的な動向についての情報収集も重要なことであることを踏まえ、関連する業界団体との連携を更に深めていく。

本年度もTAプロジェクトの活動を基軸に、様々な課題の解決に取り組み、繊維ファッション産業界の全体最適を目指したSCM構築を図る為の基盤整備に注力する。

II.事業活動

1.繊維ファッション商品の生産供給に関わる適正化を目指した構造改革の推進

平成26年度は、上記に記述したように繊維ファッション商品の生産供給に関わる適正化を目指した構

造改革を進めて行く。「取引の適正化」推進事業では「歩引き」取引を業界全体の課題として捉え、廃止に向けた活動を進めると共に、関連する業界団体、諸官庁とも連携し、繊維産業の適正取引を実践するためのルールブックである「ガイドライン」の説明会を実施し普及活動を進めて行く。

「情報の共有化」事業では国内企業間、海外企業との情報共有を目指した「FISPA 標準プラットフォーム」等の更なる必要事項の整備と実施に向けた活動を進める。また、繊維産業に関わる様々な国際標準の取り組みについては、関連する業界団体との連携を深めていくことが重要である。

(1) 「ガイドライン」の普及啓発活動の推進

1) 聴き取り調査の実施

① 調査実施時期:平成 26 年 5 月～7 月

② 調査目的:・「ガイドライン」の実践、進捗状況の実態調査

・取引に関わる新たな課題の把握

・「歩引き」の実態調査

・「金利引き」取引の適正状況の実態調査

③ 調査対象企業:経営トップ合同会議参加企業及び関連する業界団体傘下会員企業

2) 「ガイドライン」に関する説明会の実施

(2) 「情報の共有化」事業の推進

1) 「FISPA 標準プラットフォーム」の基盤整備と実運用に向けた課題解決策の検討

① 新たな業務領域に関する検討

② 費用対効果・経済効果の検証

③ 実運用に向けた課題の解決策についての検討

2) 「TA プロジェクト繊維標準メッセージ」追加事項の検討

① 生産・物流に関する事項

② 請求・支払に関する事項

基本情報、発注明細、付帯情報の三つに区分し、それぞれに必要とされる情報項目と情報項目の定義、必須と任意の区分、準拠する国際標準と記載方法、留意事項、及び確認事項の取り決めを行う。

2.TA プロジェクト事業の強化

平成 15 年に「経営トップ合同会議」が設置され、その諮問機関として TA プロジェクトを立ち上げたが、この間、多くの課題解決策を示し「取引ガイドライン」を策定するなど、活動は多岐に亘っている。現在は、取り決めた「ガイドライン」を基本に「情報の共有化」等の事業について検討を進めてきている。

また、時代の変革と共に新たなビジネスモデルも生まれてきており、その都度、時代に対応した内容の検討を進め「ガイドライン」の改訂等を行ってきた。

今後はグローバル経済を見据えた上での課題、個々の業種の取引に存在する固有の課題等については、関連する企業の第一線の実務担当者の意見、提言を集約し、タスクホースによる検討を行うことで成果を期待できるのであれば、新たに分科会を立ち上げ、解決に向けての協議を進める。

Ⅲ.委員会活動

1.事業運営委員会活動

事業運営委員会では協議会の運営強化や事業内容の検討立案と広報調査活動を実施するとともに、サプライチェーン全体の最適化を図る上で必要なビジネスモデルの標準化に関する課題の抽出・整理及び改善・改革に向けて以下の事項を実施する。

- (1) 平成 26 年度事業計画の実施状況の確認及び次年度事業計画の立案
- (2) 広報活動の実施
- (3) 各種セミナーの開催
 - 1) 「経営トップセミナー」「法律相談セミナー」「事例研究セミナー」の開催
- (4) SCM 構築に向けた情報収集活動の実施
 - 1) 生産供給に関する各段階の取引における課題の抽出、整理
 - 2) SCM 構築に必要な関係団体等の情報化事業の把握及び関連する事業の連携
- (5) 「情報の共有化」事業の推進に伴う案件事項の検討
 - 1) 「TA プロジェクト繊維標準メッセージ」及び「繊維産業 EDI 標準メッセージ」の維持管理業務の実施
 - 2) 標準化に関する新たなプラットフォーム並びに新たな標準メッセージに関する審議及び承認

2.取引改革委員会活動

取引改革委員会では繊維ファッション産業界の各段階間の取引上に生じている課題について調査するとともに、具体的な解決策について検討を行う。また、繊維業界における取引の適正化を図る為に取り決めた「取引ガイドライン」に関する普及啓発活動を実施し、諸官庁及び関連する業界団体と連携強化に努め取引の適正化を進める。

- (1) 「取引ガイドライン」普及啓発活動の実施
 - 1) 関連業界団体及び産地・産元企業への「取引ガイドライン」の説明会の実施
 - 2) 「取引ガイドライン」の導入・実践状況に関する聴き取り調査の実施
- (2) 生産供給に関する適正取引の推進

サプライチェーン全体の事業構造体質の強化に向け、取引上における不公平・不公正な取引慣行の改善及び課題解決に向けた取り組みの推進。

 - 1) 長年に亘って存続している悪しき取引慣行の見直し、改善に向けた啓発活動を行う
 - 2) 取引上で発生するトラブルについて業界間で解決を図る為に開設した「取引相談室」の有効活用に向けての周知活動を行う
 - 3) 関連する諸官庁及び関係団体との連携を行い取引の適正化を進める

IV.平成26年度組織編成(案)

